

地方自治法施行令の改正(少額随意契約の基準額の見直し)について

岡崎市契約課

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、令和7年4月1日付けで地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定にある随意契約にすることができる場合の基準額が引き上げられました。
本市の契約規則も同様に、令和7年4月1日より下記のとおり改正しましたので、ご承知おきください。

【少額随意契約の見直し額】

契約の種類	改正前	改正後
一 工事又は製造の請負	130 万円	200 万円
二 財産の買入れ	80 万円	150 万円
三 物件の借入れ	40 万円	80 万円
四 財産の売払い	30 万円	50 万円
五 物件の貸付け	30 万円	30 万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの (修繕・業務委託等)	50 万円	100 万円

【事務の変更内容】

- 基準額を超えるものは、原則競争入札です。
- 基準額以内は、基本的に各担当課にて、見積合わせを行い、随意契約します。
- 少額随意契約ができる範囲が拡大したこと以外の事務は、基本変更ありません。
(担当課の指示に従い、契約書または請書を作成)